

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第7回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和4年10月28日(金) 午前10時05分～午前10時50分
開 催 場 所	中部地区会館402学習室AB
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、内野委員、小川委員、加園委員、乃一委員、比留間委員、山田委員 欠 席 者：原田委員、森林委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係)
報 告 事 項	—
議 題	(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 委員の意見に基づく修正を加え、会長と調整の上、最終答申を行う。 (2) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	○ それでは、ただ今から、令和4年度第7回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。本日は、御多用の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 本審議会の会議につきましては、「武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定に基づき、「公開」を原則として審議を進めております。 本日の会議につきましては、会議開会前に文書法制課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断いたしましたので、公開により開催いたします。 議題 (1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて ○ 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」を議題とし、事務局に説明を求めます。 ● 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」、御説明させていただきます。なお、当該議題は、複数回に分けて御審議をお願いするものとして、令和4年度第2回会議及び追加で第6回会議において諮問させていただいたものでございます。 内容に入る前に、1点御確認させていただきます。本日は、最終答申案について御審議いただきますが、審議の結果、修正の御指示をいただくこととなった場合、今後の条例制定までのスケジュールの都合上、改めて委員全員に御確認いただく場を設けることはせずに、会長と最終案を調整し、最終答申をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。 ○ 異議なし ● ありがとうございます。 今回の最終答申案につきましては、先に御決定いただいた中間答申に

追加・修正する部分を赤字で表示しております。

パブリックコメントの結果につきましては、前回会議でお知らせしましたとおり、意見の提出はありませんでしたので、中間答申をいただいた項目の内容には修正を加えておりません。

表紙をめくっていただきますと、裏面に前文がございまして、「はじめに」としております。この中では、追加で諮問を受けた事項について記述するとともに、パブリックコメントの結果も考慮して最終答申に至った旨を加えてございます。

1ページから12ページまでは中間答申のままでございますので、説明を省略させていただきます。

13ページをお開きください。追加で諮問された事項でございますが、13ページから16ページまでの黒い線の枠内の記述につきましては、前回会議時にお配りした「諮問理由説明書」をそのまま記載しております。

16ページの「意見」を御覧ください。本審議会で述べられた市長と議会との望ましい関係の在り方に言及しつつ、諮問のあった事項については認めるものとするが、再度、市長と議会とのあるべき関係をしっかりと認識した上で条例に盛り込むことを望む、と締めくくっております。

18ページをお開きください。「結びに」ということで、今後の実施機関における制度運営についての希望を述べるものでございます。

【主な意見等】

- 議長が、市長が設置する附属機関に諮問することの問題点について、前回会議で委員から出た意見がよくまとめられていると思います。
気になる部分として、最終答申案の「はじめに」では、「武蔵村山市個人情報保護条例」について、「（以下「条例」という。）」とされていますが、「結びに」等では、そういった意味で用いられていない「条例」という単語が出てくるように思います。
法律等であれば、こういった部分はきちんと整理されていると思いますが、最終答申では問題ないのでしょうか。
- 「条例」が統一的な意味で用いられているかについては、確認します。
- 「はじめに」は、ですます調で記載されていますが、「結びに」は、である調で記載されています。統一した方がよいのでしょうか。
- 委員の御意見に応じて統一します。
- 何かルールのようなものはないのでしょうか。
- 文体の統一はしますが、どちらを用いるかについて、特段の定めはありません。一般的には、である調が用いられる場合が多いと思います。
- 答申の内容は別紙として分けられていますので、その部分については、である調とし、「はじめに」及び「結びに」については、柔らかい印象を与えるですます調としてはどうでしょうか。
- 会長の名前で出すものですので、最初と最後の部分については、柔らかい印象を与えるですます調がよいと思います。
- 「はじめに」及び「結びに」の文体をですます調とします。
- 「はじめに」はひらがなで記載されていますが、「結びに」は漢字となっています。こちらは統一した方がよいのでしょうか。
- そのままで問題ないと思います。
- 「はじめに」及び「結びに」の表記は、案のままとします。

- 議長が、市長が設置する附属機関に諮問することについては、前回会議で意見が出されたとおり、市長が全てを決定する市なのではないかと市民に疑われてしまうことがないよう、市長と議会との関係性に与える影響をよく考慮して実施されるようお願いしたいと思います。
- 確かに、前回の会議で、議員から特に反対意見が出なかったという説明をお聴きして、議会には、危機意識が足りない部分があるかもしれないという印象を受けました。
最終答申案では、このことに関する審議会の懸念が、よくまとめられていると思います。

【審議結果】

- 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」は、委員からの意見に基づく修正を加え、会長と調整をした上で、最終答申を行うこととします。

議題

(2) その他

- 議題に「その他」について、事務局に説明を求めます。
- 議題ではございませんが、議題(1)の関連事項として皆様にお知らせいたします。
本日皆様に御審議いただいた最終答申書につきましては、後日、会長に御来庁いただき、会長から市長に手渡していただくことを考えておりますが、その結果を市民にお知らせしてまいりたいと考えております。

【主な意見等】

- 市報で公表するというのでしょうか。
- ホームページでの公表を予定しています。
- 市長側の条例については、このまま第4回定例会に提案されるのだと思いますが、議会の条例はどのような手続で制定されるのでしょうか。
- 市長側の条例については、お見込みのとおり第4回定例会で提案します。こちらは、総務文教委員会に諮られ、具体的な審議がされたのち、最終的に本会議で可否が決定されます。
一方、議会側の条例については、議会運営委員会を提案者として議会に提案されます。したがって、市長側の条例とは別の手続となりますので、こちらも常任委員会に付託されるかといったことについては、現時点では確認できておりません。
- 提案理由等については、議会運営委員会から説明されるのだと思いますが、議会側の条例については、本会議では審議されない可能性もあるのでしょうか。
- 議会内部である程度意見を調整した上で、本会議に提案されることとなると思いますので、本会議においては、活発な議論がなされない可能性はあるかもしれません。
- 議長が、市長が設置する附属機関に諮問するというのは、一般的ではないことだと思います。議題(1)で意見があったように、このことについて、議会にはきちんと認識してもらう必要があると思います。
- 最終答申書については、市長が収受したのち、広資料として議員全員に配布する予定ですので、議員にも本審議会の意見は伝わることを考えています。
- 委員の皆様には、最終的な条例案ができた段階で、その内容を郵送で

	<p>お知らせします。また、どのような形で議決されたか、条例案から修正があったか等についても、改めてお知らせします。</p> <p>○ 令和4年度の会議は、今回で最後となる可能性が高いと思いますので、本審議会の活動が今後どうなるかということについて、もう一度説明をお願いします。</p> <p>● これまで、個人情報の本人以外収集、保有個人情報の目的外利用及び外部提供並びに電子計算組織の結合については、本審議会の意見を聴いて、行政執行上必要があると認められたときに実施される場合があります。</p> <p>一方、令和5年度以降は、個人情報保護法による制度運用となり、こういった事項が本審議会に諮問されることはなくなります。</p> <p>したがって、令和5年度以降の本審議会の活動は、目的外利用や外部提供といった法による制度運用に係る報告を受けることが大半で、諮問については、法施行条例を改正する必要がある場合等、限定的な場面で随時なされる程度になると考えています。</p> <p>○ 開催回数は、減ると予想しているのでしょうか。</p> <p>● お見込みのとおりです。諮問事項がなければ、年に1回又は半年に1回程度開催し、定期的な報告を行うという想定です。</p> <p>○ 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 これで、令和4年度第7回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。本日は、大変御苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 傍聴者： 0 人</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非 公 開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="font-size: 2em;">[]</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
---------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書法制課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------